

地域雇用活性化推進事業に係る企画書の評価について

1 地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会の設置等

- (1) 地域雇用活性化推進事業の企画書評価のため、地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会（以下「事業選抜・評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 事業選抜・評価委員会は、提出された企画書の内容について、審査・選抜を行う。

2 審査方法

- (1) 別紙「地域雇用活性化推進事業企画書採点基準」に基づき、委員ごとに採点する。
- (2) (1) の審査結果について、評価項目ごとに委員平均値（小数点以下は四捨五入とする。）を算出し、全項目の委員平均値を合計した点数を総得点として、基準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

審査基準「失格」が一つ以上該当する企画書について、会長は各委員と協議を行うこととし、協議の結果、なお「失格」と判断された企画書の提案者は、契約候補者として選抜しない。

- (3) (2) の総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選抜する。

ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。

イ 「A」の数と同数の場合は、会長の一任で契約候補者を選抜する。

3 事業選抜・評価結果の報告

事業選抜・評価委員会は、委員会事務局（職業安定局地域雇用対策課）を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。

各労働局支出負担行為担当官は、提出者に対し評価結果を通知する。

なお、選抜された企画書に対して、事業選抜・評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。